

人民元の国際化  
～利便性が十分でない通貨の国際化の実験～

経済調査部 主任研究員 西村陽造

「人民元の国際化」が注目を集めつつある。人民元の国際化とは、人民元の国際取引での使用の拡大、すなわち、中国との国境を跨ぐ取引、もしくは中国からみた海外の取引における人民元の使用を拡大することである。

既にベトナム、ラオス、ミャンマー、中央アジア、ロシアなどとの国境貿易では人民元が広く使われているが、2008年12月に開催された国務院常務会議では、①広東省と香港、マカオとの貿易、②広西、雲南とASEAN諸国との貿易の2つで人民元を決済通貨として使用することを試験的に始めることが決定された。

また、2008年から2009年にかけて、貿易と直接投資に係る流動性を供与するために、中国は韓国、香港、マレーシア、ベラルーシ、インドネシア、アルゼンチンとの間でスワップ協定（通貨交換協定）を結んだ。これは、ASEAN+3（日中韓）のチェンマイ・イニシアティブに基づく、通貨危機再発防止のために設けられたスワップ協定とは別個のものである。

一方、香港でも人民元使用の試みは数年前から始まっている。2004年2月の香港の銀行における個人向け人民元業務解禁に始まり、2005年11月には限定的ながら法人の人民元預金口座の保有がみとめられ、現在に至っている。

関連データは極めて限られるが、例えば、BISの統計では2007年4月現在で、世界の為替取引に占める中国のシェアは0.2%で、通貨別でみた人民元のシェアは0.5%（為替取引には必ず2通貨必要であるため、世界全体では200%となる）にすぎない。現在のところ、人民元の国際取引での使用は非常に限られたものと考えられる。

通貨の国際的使用が広がる条件を敢えて集約すると、①その国の世界におけるプレゼンス、②その通貨を非居住者が使用する場合の利便性、の2つである。現在の中国の場合、前者は今後益々拡大していくが、後者はなかなか進まないとの見方が多い。

後者については、中国はIMF8条国であるので、貿易など經常取引に対する為替管理は撤廃しているが、人民元と外貨の交換を行うCFETS (China's inter-bank FX trading system) への参加は、中国内の許可を取得した金融機関等に限定されており、また、為替取引には、その裏付けとなる対外取引等が必要である（実需原則）。さらに、対中直接投資を除いて、内外資本移動は依然厳しく規制されており、自由化された分野は限られている。1997～98年のアジア通貨危機の直撃や、今回の世界的な金融危機の波及を中国が免れた一因は、この厳しい為替管理・資本規制にある。その恩恵を一番感じているのは中国当局であり、今後の規制緩和のペースもかなり緩慢と考えるのが自然であろう。

こうした事情から、「中国と国境を接する発展途上国との貿易を中心に人民元の使用はさらに浸透していこうが、先進国との貿易取引、さらに資本取引全般での人民元の国際化は、中長期、超長期の課題である」が、オーソドックスなシナリオと考えられる。ここで注意を要する点は、為替管理・資本規制に関する規制緩和のペースは遅くとも、

中国経済のプレゼンスの大きさから、財・サービスの貿易取引における人民元の使用が、周辺発展途上国だけでなく先進国との貿易も含めて急速にかつ大きく広がる可能性がある。冒頭に示した「人民元の国際化」に向けた動きは、いわば、「利便性が十分でないなかでの通貨の国際化」の実験の始まりと評価できるかもしれない。

翻って日本については、1990年代に入って「円の国際化」に対する問題意識が高まり、また、1998年の外為法改正をはじめとする様々な措置により、円の国際的使用に対する制限は撤廃されたにもかかわらず、円の国際化は進んでいない。例えば、日本の輸出の4割、輸入の2割が円建てという状況は90年代以降変わっていないだけでなく、輸入の円建て比率はむしろここ数年低下気味である。

日本のアジアでの経済的プレゼンスが圧倒的であった1980年代までに、「円の国際化」に対する施策をとっていけば、円の国際化はもっと進んでいたかもしれないという指摘をよく聞く。その意味するところは、「通貨の国際化には、利便性があってもその国のプレゼンスが十分に大きくなければ難しい」と言い換えることができるかもしれない。

この指摘を拡大解釈すると、貿易取引を含む経常取引での人民元の使用は、人民元の利便性に問題があっても中国のプレゼンスの拡大ゆえに、アジアを中心に予想以上のペースで進む可能性がある。

2007年の中国の1人当たり所得は日本の15分の1で、全体の経済規模も日本の65%であるにもかかわらず、2008年の世界の財貨・サービスの輸出に占める中国のシェアは8.4%である。因みに日本4.5%、米国9.3%、ドイツ8.7%である（世界銀行とIMFのデータによる）。中国の1人当たり所得の低さを踏まえると増加余地はかなりあり、その過程で中国の世界における経済や貿易のプレゼンスがさらに大幅に拡大する可能性がある。

もしも、人民元の国際化がこのように進めば、アジア域内での使用通貨の構図が大きく変化する。これは「為替管理・資本規制が厳しく交換性のない人民元の国際化には限界がある」という前提が妥当しない状況である。それはアジアの通貨・金融協力のあり方にも大きな影響を及ぼしうる。アジア通貨危機後の延長線上で考えてきたアジア域内の通貨・金融協力の枠組みの見直しが迫られる時期は、遠い将来ではないかもしれない。

こうした問題に対する回答は、現段階では誰にもみえていないと思う。しかし、議論を始める時期に来ているのではなかろうか。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2009 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>